

東北地方“初”！！

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」を策定！
計画推進のため「命と生業を守る協働推進チーム」を組織！

鳴瀬川水系吉田川等、高城川水系高城川等は、令和5年7月18日に、東北地方では初めて特定都市河川及び特定都市河川流域に指定されました。

その後、流域内の関係行政機関や民間組織から構成する「命と生業を守る流域治水推進協議会」において、特定都市河川法に基づく流域水害対策計画の検討を進めてきましたが、今般、東北地方“初”となる流域水害対策計画（吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画）を策定しましたので公表します。

また、併せて「命と生業を守る協働推進チーム」を組織し、流域内のあらゆる関係者の協働により流域治水の取り組みを実践するとともに、計画の推進、フォローアップ、学識者や民間企業との連携など、地域を“みず”から守る流域治水を強力に推進して参ります。

○ 「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法第4条に基づき、吉田川流域・高城川流域特定都市河川流域を対象に、東北地方整備局長、宮城県知事及び同流域10市町村の長が協働して、策定しました。

- ・ 計画本文は、北上川下流河川事務所HP及び宮城県HPに掲載します。

（北上川下流河川事務所 HP） <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/activity/ryuiki05.html>

（宮城県 HP） <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/takagi-suisinkeikaku01.html>

【別紙1】「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」のポイント

【別紙2】「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」推進に向けた体制構築

【参考1】吉田川流域・高城川流域における特定都市河川に係る取り組み状況

<発表記者会>

石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

【事務局】

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

住 所：宮城県石巻市蛇田新下沼 80

電 話：0225-95-0194（代表）



副所長 石井 貴範 （内線 205）

流域治水課長 片山 一茂 （内線 351）

宮城県 土木部 河川課

住 所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

電 話：022-211-3173



総合治水対策専門監 小野寺 正樹

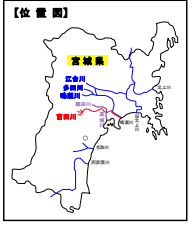
企画調査班 技術補佐（班長） 佐藤 誠

令和6年11月18日策定

地域を“みず”から守る。 “流域治水”

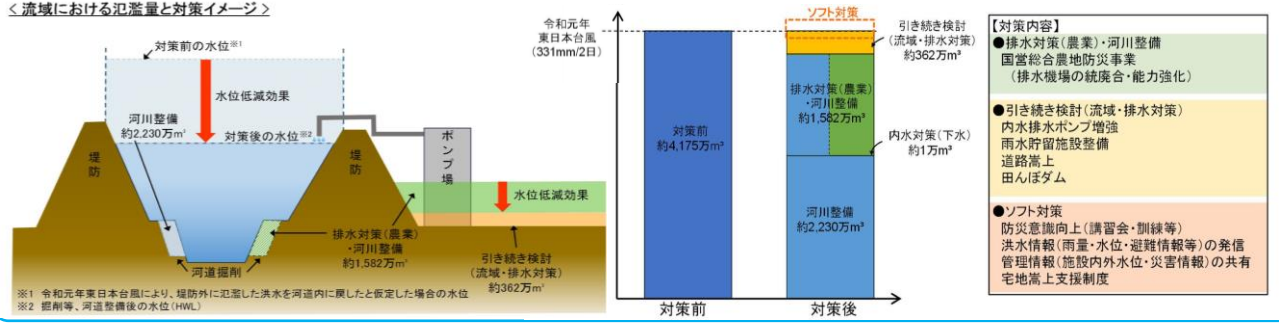
計画期間と対象流域

- ◇計画期間：30年
- ◇計画区域：吉田川流域(約350Km²)
高城川流域(約120Km²)
- ◇対象河川：鳴瀬川水系吉田川等 計26河川
高城川水系高城川等 計10河川
- ◇計画対象降雨：令和元年東日本台風による降雨



浸水被害対策の目標の考え方

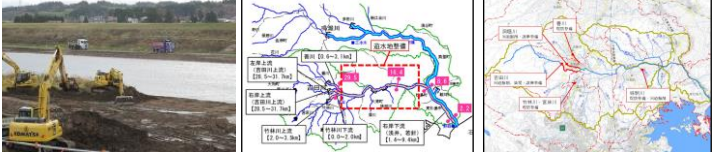
目標：水害リスクやまちづくり計画等を考慮した土地利用や住まい方の工夫により、**外水氾濫に対する家屋被害の防止(家屋浸水ゼロ)**と**農地浸水の早期解消を基本**とし、あわせて、**内水氾濫に対する家屋浸水を減らし、浸水時間の早期解消を目指す。**



① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

＜施設整備に関する事項＞

- ・堤防整備、河道掘削、遊水地の整備等



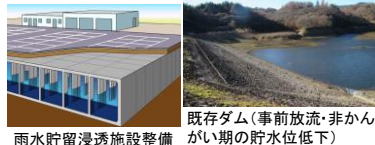
＜農業分野における取り組み＞

- ・国営総合農地防災事業による排水機能強化、水田貯留、ため池活用による流出抑制対策の実施等



＜既存施設の運用改善等による対策＞

- ・河川管理施設の維持管理、既存施設を活用した雨水貯留浸透施設整備、既存ダムの洪水調節機能強化等



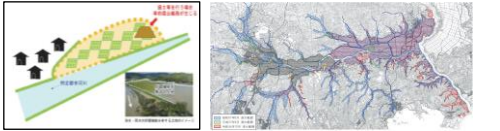
② 被害対象を減少させるための対策

＜貯留機能保全区域の指定の方針＞

- ・都市浸水想定区域や水田等の土地利用形態、住家立地等の周辺の土地利用の状況等を考慮した上で、関係部局が緊密に連携し、当該土地の所有者の同意を得て指定する。

【指定方針】

- 平坦な低平地に位置する貯留頻度・貯留効果の高い農地等を指定対象として検討する
 - ・既往の主要出水で浸水実績を有する農地等
 - ・自然遊水地として活用が見込まれる農地等
- ・国営総合農地防災事業における計画排水区域



＜土地の利用に関する事項＞

- ・リスクの低いエリアへ誘導、土地利用/住まい方の工夫(宅地嵩上げ)、浸水域の拡大抑制(二線堤の整備)等



③ 被害の軽減

早期復旧・復興の対策

＜その他浸水被害の防止・軽減＞

- ・出前講座、防災情報(マイ・タイムライン、水害リスクライン、キキクル等)普及促進等
- ・既存道路嵩上げによる浸水被害の防止・避難路の確保
- ・地域と連携した取り組みの推進



＜浸水被害が発生した場合における被害の拡大抑制対策＞

- ・流域市町村とのホットライン強化等
- ・排水ポンプ車による広域支援、氾濫発生時の避難支援



④ 命と生業を守る

流域のサポート

＜農地そのものを守る対策＞

- ・農林水産省等の補助事業の活用(畦畔嵩上げ、排水路整備・維持補修等)
- ・交流人口の拡大(地域おこし協力隊、地元高校との連携等)



＜農産物等の販売促進による対策＞

- ・加工品等のブランド化(ロゴマークを活用したブランド展開等)、ふるさと納税を活用した支援
- ・イベントを通じた広報、販売促進



＜農業分野の取り組み定着と効果普及のための対策＞

- ・メディアを通じた効果PR等
- ・学校等での学習機会の活用

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」の着実な推進のため、計画の推進、フォローアップ、あらゆる関係者との情報共有・連携、流域治水の普及・啓発を目的として、吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会の下に、「命と生業を守る協働推進チーム(PLCT)」を設置する。

吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画

吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会



学識者との連携による
流域対策の見える化

民間企業・団体等との連携による
「命と生業を守るサポート」を推進

※チーム構成員は、取り組みの実動を担う担当部局等を想定。

吉田川流域・高城川流域における特定都市河川に係る取り組み状況

吉田川・高城川
命と生業を守る流域治水推進協議会

【参考】

地域を“みず”から守る。
“流域治水”

これまでの取り組みと今後の予定

令和4年8月（指定に向けた議論を開始開始）

これまでの度重なる浸水被害を踏まえ、流域治水の推進を図るため、鳴瀬川流域治水協議会の下部組織として吉田川流域治水部会を設置し、鳴瀬川水系吉田川及び高城川水系高城川における特定都市河川指定に向けた取り組みについて議論を開始

令和4年11月30日

吉田川流域治水部会において、吉田川流域及び高城川流域における特定都市河川指定の事務手続きの調整を進めていくことを、宮城県、大崎市、大郷町、大和町等の流域関係市町村から同意を得て手続きを開始

令和5年5月26日

特定都市河川指定に係る法定意見聴取開始
 【吉田川及びその支川（国土交通大臣）】（令和5年6月16日完了）
 【高城川及びその支川（宮城県知事）】（令和5年6月9日完了）

令和5年7月18日

特定都市河川・流域の指定

令和5年8月10日

流域水害対策の推進に向けた確認書 調印式
 「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会」設立
 実務者会議を設置し計画内容の具体検討を開始（第1回～第5回）

令和6年6月4日

第2回「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会」
 「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進計画」素案作成

令和6年（6月～7月）

計画（素案）に対するパブコメ・住民説明会

令和6年10月25日

第3回「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進協議会」
 「吉田川・高城川命と生業を守る流域治水推進計画」（案）の“承認”

令和6年11月

「吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画」の策定・公表

【吉田川流域治水部会（第1回～第4回）】

第3回流域治水部会により流域自治体、関係機関から、吉田川流域および高城川・鶴田川流域の特定都市河川指定について同意を得て、指定に向けた手続きを開始。



【流域水害対策の推進に向けた確認書調印式】

鳴瀬川水系吉田川等（計26河川）及び高城川水系高城川等（計10河川）が、東北地方で“初”となる特定都市河川に指定。
 今後の流域水害対策の推進に向け、関係機関による確認書調印式を開催。



【協議会発足会（第1回）】

・計画の基本的な考え方、策定スケジュールについて意見交換を実施



【実務者会議（第1回～第5回）】

・実務者会議により具体的な計画の内容について議論を実施
 ・第1回実務者会議：令和5年10月19日
 ・第2回実務者会議：令和5年12月22日
 ・第3回実務者会議：令和6年 3月1日
 ・第4回実務者会議：令和6年4月25日
 ・第5回実務者会議：令和6年8月29日



【第2回協議会】

・計画（素案）が了承され、パブリックコメントへ進むことを確認



【パブリックコメント・住民説明会】

・パブリックコメントの実施と併せ、住民説明会を開催（メール等での意見43件、説明会での意見39件）



【第3回協議会】

・第3回協議会により計画（案）が承認され、東北地方“初”となる「流域水害対策計画」の策定・公表に向けた手続実施

